

## 別表 2（第 2 関係）

利子助成の対象となる「対象資金」は以下に掲げる資金とする。

1 助成対象者が外国関係法人等と共同して、認定輸出事業計画に従って輸出事業を行う場合において、当該外国関係法人等が必要とする以下の①から③に掲げるものの実施に必要な資金。

- ① 施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- ② 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資
- ③ 販売促進費、調査費、研究開発費その他の費用の支出

2 助成対象者が海外においてサプライチェーンを構築するために必要とする以下の①及び②に掲げるものの実施に必要な資金。

- ① 施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- ② 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資